

キャンペーン期間:令和4年8月1日(月)~令和5年5月31日(水)

※上記期間中の事前申込、または実行案件を対象とします。

JAうま

JA教育ローン

【愛媛県農業信用基金協会保証型】

固定金利型

最大0.5%引下げ!!

最優遇
金利

年 **1.8 ~ 1.3** %

【別途保証料0.4%が必要です。】

WEB申込み受付中!



※チラシ記載の金利は金融情勢等の変化により見直しさせていただく場合があります。

金利引下げ適用項目	引下げ幅
【世帯】JA住宅ローンご利用の方	0.5%
給与振込ご利用の方	0.3%
JA小口ローン(リフォーム・農業おまかせ資金含む)をご利用の方	0.2%
JAカードご利用の方	0.2%
JAネットバンクご利用の方	0.1%
【世帯】公共料金の口座振替をご利用の方	0.1%
事前申込をネットまたはマブレッツでお申し込みの方	0.1%

●詳細については、お近くの本・支店窓口、渉外担当者またはローンセンターまでお問合せください。

ローンセンターのご案内

場所:四国中央市中曾根町1596-2
(JAうま中曾根支店横)

☎:0896-24-2327

営業時間:月曜日~金曜日 9:00~18:00
土曜日 9:00~16:00



本店営業部	0896-24-3852	うま農業協同組合	松柏支店	0896-24-4465
中曾根支店	0896-24-2213		豊岡支店	0896-25-0121
金生支店	0896-58-2168		土居中央支店	0896-74-3290
川之江中央支店	0896-58-3200			



「JA教育ローン」(保証：愛媛県農業信用基金協会) 商品概要説明書

(令和4年9月1日現在)

<p>資金使途</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から2ヵ月以内にお支払い済の資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとしします。 ①受験のための費用(交通費、宿泊費、出願料、受験料) ②学校納付金(入学金、施設・設備費、寄付金、学校債、授業料、実習・実験費) ③教科書代等の学校教材費、卒業論文作成の研究・調査費 ④留学旅費、通学費 ⑤引越・電化製品購入費用(原則として入学時に限定) ⑥敷金・礼金(原則として入学時に限定)および家賃 ⑧下宿就学子弟の生活仕送り金(月額5万円が上限) ⑩他金融機関からお借入中の教育ローン借換 											
<p>ご利用いただける方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●当JA地区内に居住する方または県内に居住し当JA地区内にお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●お借入時の年齢が満20歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。 ●前年税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします)。 ●勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ・給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。 ●教育施設(修業年限が6ヵ月以上(外国の教育施設は3ヶ月以上)で中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 <ul style="list-style-type: none"> a 大学、大学院(法科大学院など専門職大学院を含む)、短期大学 b 専修学校、各種学校(予備校、デザイン学校など) c 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部 d その他職業能力開発校などの教育施設 ●生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家であること)。 ●当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。 											
<p>借入金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上1,000万円以内(1万円単位) ・ただし、所要金額の範囲内とします。 											
<p>借入期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●据置期間を含め6ヵ月以上15年(在学期間+9年)以内(1ヶ月単位)とします。 ・ただし、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の6ヶ月後までの範囲内とします。 											
<p>借入利率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●【固定金利型】当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ●利率は、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。 											
<p>返済方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)年2回返済方式のいずれかをご選択いただけます。ただし、年2回返済方式は専業農業者の方に限ります。 											
<p>担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●不要です。 											
<p>保証人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 											
<p>保証料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払い ご融資時に一括して保証料(年0.4%)をお支払いいただけます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料別(概算金額)】※保証料年0.4%、元利均等返済の場合 <table border="1" data-bbox="395 1301 1300 1377"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>7,000</td> <td>11,000</td> <td>21,000</td> <td>32,000</td> </tr> </table> ②分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料(保証料率：年0.4%)をお支払いいただけます。 	お借入期間	3年	5年	7年	10年	保証料(円)	7,000	11,000	21,000	32,000	
お借入期間	3年	5年	7年	10年								
保証料(円)	7,000	11,000	21,000	32,000								
<p>手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●不要です。 											
<p>団体信用生命共済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ご希望により、当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="395 1525 1082 1686"> <tr> <td colspan="2">種 類</td> <td>加算利率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特約保障なし</td> <td>年0.22%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特約保障あり</td> <td>三大疾病保障</td> <td>年0.32%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院保障</td> <td>年0.47%</td> </tr> </table> ※三大疾病保障・長期継続入院保障は、加入を希望される場合いずれか選択となります。 	種 類		加算利率	特約保障なし		年0.22%	特約保障あり	三大疾病保障	年0.32%	長期継続入院保障	年0.47%
種 類		加算利率										
特約保障なし		年0.22%										
特約保障あり	三大疾病保障	年0.32%										
	長期継続入院保障	年0.47%										
<p>9大疾病補償保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、団体信用生命共済にご加入いただくとともに、お借入利率に以下の利率が加算されます。 加算利率：年0.54% ※9大疾病補償保険・三大疾病保障は、加入を希望される場合いずれか選択となります。 											
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部金融業務課(電話：0896-24-3737)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。またJAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部金融業務課または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話：089-941-6279) 											
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みの際は、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●現在のお借入利率や返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。 											